

大阪広域水道企業団運営協議会規程の一部を改正する規程
のあらまし

- 1 運営協議会の役員について、企業団が水道事業を承継した構成団体を含む全ての構成団体から選出することとします。
- 2 役員の数について、所要の見直しを行います。
- 3 この規程は、公布の日から施行します。